

# ハローワーク通信

【 夏号（第2号） 令和6年7月発行 】

## 今月号の内容（Contents）

- ★ 求人募集はハローワークへ！
- ★ 雇用失業情勢
- ★ マイナンバー届出のお願い
- ★ 雇用保険の電子申請をお考えの皆様へ

平塚公共職業安定所

〒254-0041  
平塚市浅間町 10-22  
平塚地方合同庁舎



求人募集はハローワークをご活用ください

平塚公共職業安定所  
求人企画部門

平素から、事業所の皆様におかれましては、当所の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「企業の発展は人材の確保から」と言われますが、求人の募集にご苦勞をされている事業所の方も多いかと思えます。特に、最近では一部の業種・職種において人材の確保が困難を極めており、大きな社会問題にもなっております。

求人募集の方法には、自社ホームページ等への掲載や、縁故募集、インターネットの求人サイトや求人誌等の民間メディアの活用等、様々ありますが、まだハローワークに求人をお出しいただいたことがない場合、是非ハローワークのご利用もご検討ください。

ハローワークには多くの求職者の方が求職登録をされています。高度な職業能力やご経験をお持ちの方、これからの可能性が期待できる方、また年齢も10代の若い方からシニアの方まで様々です。ハローワークは国の機関ですので、求人に関する費用も一切無料です。お気軽にご利用ください。

求人の方も、インターネットをご利用いただければ、原則来所も不要ですので便利にお使いいただけます。また当所には求人者支援員が配置されておりますので、スタッフが日程調整のうえ、貴社にお伺いすることも可能です。条件が合えば、各種助成金をご活用いただけることもあります。

ハローワーク平塚は、スタッフ一同、全力で地域の事業所を応援いたします。

ハローワーク平塚 TEL0463-24-8609  
ホームページ随時更新中！是非ご覧ください

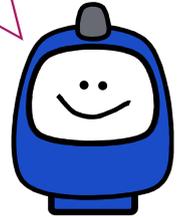


# 5月の有効求人倍率

## フルタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	5	18	0.28倍
専門的・技術的職業	515	538	0.96倍
事務従事者	182	885	0.21倍
販売従事者	118	186	0.63倍
サービス職業従事者	503	247	2.04倍
保安職業従事者	44	33	1.33倍
農林漁業従事者	2	23	0.09倍
生産工程従事者	229	308	0.74倍
輸送・機械運転従事者	259	134	1.93倍
建設・採掘従事者	357	52	6.87倍
運搬・清掃・包装等従事者	104	346	0.30倍

求職者1人に対して何人の求人があるのかを示しているのが有効求人倍率です。  
5月に平塚職安で有効だった求人数とその職種を希望していた求職者数をもとになっています。



有効求人倍率も職種ごとでさまざまです。  
求人募集の参考にしてください。



## パートタイム

職種	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
管理的職業	1	4	0.25倍
専門的・技術的職業	334	286	1.17倍
事務従事者	138	576	0.24倍
販売従事者	39	103	0.38倍
サービス職業従事者	577	257	2.25倍
保安職業従事者	54	30	1.80倍
農林漁業従事者	6	22	0.27倍
生産工程従事者	44	102	0.43倍
輸送・機械運転従事者	64	67	0.96倍
建設・採掘従事者	32	10	3.20倍
運搬・清掃・包装等従事者	197	464	0.42倍

## 近隣のハローワークでの有効求人倍率

	小田原		松田		藤沢		神奈川県	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
管理的職業	0.50倍	0.00倍	0.11倍	0.00倍	0.23倍	0.00倍	0.21倍	0.00倍
専門的・技術的職業	0.93倍	1.21倍	1.06倍	0.82倍	0.93倍	0.83倍	1.26倍	1.04倍
事務従事者	0.32倍	0.29倍	0.18倍	0.23倍	0.20倍	0.18倍	0.23倍	0.27倍
販売従事者	1.17倍	1.89倍	0.57倍	0.55倍	0.72倍	0.28倍	1.18倍	0.75倍
サービス職業従事者	2.15倍	3.04倍	1.39倍	1.62倍	1.40倍	2.00倍	1.84倍	2.72倍
保安職業従事者	2.33倍	2.76倍	2.65倍	6.06倍	0.96倍	3.08倍	5.20倍	5.72倍
農林漁業従事者	1.09倍	0.07倍	0.15倍	0.13倍	0.85倍	0.50倍	0.76倍	0.38倍
生産工程従事者	1.00倍	0.71倍	1.10倍	1.42倍	1.31倍	0.52倍	1.31倍	0.84倍
輸送・機械運転従事者	2.05倍	1.25倍	0.56倍	0.35倍	1.75倍	2.13倍	2.13倍	1.94倍
建設・採掘従事者	4.65倍	0.20倍	4.87倍	0.56倍	4.48倍	1.08倍	6.05倍	1.28倍
運搬・清掃・包装等従事者	0.64倍	0.69倍	0.28倍	0.47倍	0.65倍	0.34倍	0.65倍	0.67倍

## 雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします

**平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（※）にマイナンバーの記載・添付がない場合には、返戻しますので、記載・添付の上、再提出をお願いします。**

※ マイナンバーが必要な届出等は以下のとおりです。

### ◆マイナンバーの記載が必要な届出等

- ① 雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）
- ③ 高年齢雇用継続給付支給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3）
- ④ 育児休業給付支給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5）
- ⑤ 介護休業給付支給申請書（様式第33号の6）

### ◆個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等

（ハローワークにマイナンバーが未届の者に係る届出等である場合）

- ⑥ 雇用継続交流採用終了届（様式第9号の2）
- ⑦ 雇用保険被保険者転勤届（様式第10号）
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請書（様式第33号の3の2）
- ⑨ 育児休業給付金支給申請書（様式第33号の5の2）

### ◆既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「**マイナンバー届出済**」と記載いただいた上で、マイナンバーの記載を省略することが可能です（事業所における最初の被保険者関係届出となる雇用保険被保険者資格取得届を除く）。

なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合は返戻いたしますので、マイナンバーの届出をお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「マイナンバー届出済」の記載をお願いします。

### ◆個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について◆

・個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーを記載いただくこととしておりますが、事業所のシステムの都合等により、これによるのが難しい場合には、当該届出等とあわせ、又は事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「**マイナンバー届出済**」と記載いただくようお願いします。

・個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合には返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付して提出してください。

☞ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このように、個人番号登録・変更届の提出が、各種届出等の後になる事情がある場合には、各種届出等の欄外等に「**マイナンバー別途届出（平成〇年〇月〇日頃）**」と記載してください（電子申請により届出等をされる場合には、各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に記載をお願いします）。

**マイナンバーは雇用保険の各種申請・届出を行う際の様式において記載が必要な事項として厚生労働省令で定められたものです。記載がない場合はこれに反することになります。**

**届出等に当たり、お困りの点やご不明な点がございましたら、ハローワークにご相談ください。**

本人からマイナンバーの提供を拒否された場合の取扱いについて

雇用保険手続きの届出に当たって個人番号を記載することは、事業者においては法令で定められた義務であることをご理解いただいた上で、従業員に個人番号の提供を求めていただくこととなりますが、仮にマイナンバーの提供を拒否された場合には、その旨を申し出ていただいた上で受理することとしており、個人番号の記載がないことをもって、ハローワークが雇用保険手続きの届出を受理しないということはありません。

なお、電子申請による届出等の場合は各届出等の備考欄（資格喪失届は備考欄がないため、社会保険労務士欄の直下のスペース）に「本人事由によりマイナンバー届出不可」の記載をお願いします。

事業主の皆様へ

# 電子申請をお考えの皆様へ

～電子申請アドバイザーがお手伝いいたします。～

## e-Gov電子申請とは… (e-Gov HP)

紙で届出されていた行政機関の各種申請手続きをインターネットを利用して、いつでも、どこでもオフィスなどから行える手続きのことです。



e-Gov HP



いつでもどこでも



個人情報持ち運び不要



コストをかけずに

- 電子申請事務センターでは、電子申請の利用をお考えの事業主の皆様へ、電子申請アドバイザーによる電話相談を実施しています。
- その他にも、訪問相談や電子申請利用に関する説明会も実施しています。ご希望の場合は、電子申請事務センターまでご連絡ください。

\* 電子申請アドバイザーは、神奈川県労働局長の委嘱を受けた社会保険労務士です。

### アドバイザーによる電話相談

神奈川県労働局 神奈川県雇用保険電子申請事務センター

電話:045-312-7241 (電子申請に関する事業主向けの相談です。)

曜日・時間 : 月・火・金 10:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)

曜日と時間は、都合により予告なしに中止・変更することがあります。

- 実施する時間以外および詳細については、各機関に直接ご相談ください。  
「e-Gov」などのパソコン操作については、
  - ・ 「e-Gov」は、電子政府利用支援センター 「050-3786-2225」
  - ・ 「届出作成プログラム」は、年金加入者ダイヤル 「0570-007-123」
  - ・ 「GビズID」の取得は、GビズIDヘルプデスク 「0570-023-797」
- 電子証明書については、各認証局にお問い合わせください。
- 市販の外部連携APIソフトウェアを利用する場合は、購入元へお尋ねください。